

令和2年6月12日招集

令和2年 第5回(6月)

佐渡市議会定例会議案

佐 渡 市

目 次

議案第61号	佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第62号	佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	8
議案第63号	佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第64号	佐渡市介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について	12
議案第65号	令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）について	14
議案第66号	令和2年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	14
議案第67号	令和2年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）について	14
議案第68号	令和2年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）について	14

議案第61号

佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年6月12日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市税条例の一部を改正する条例

(佐渡市税条例の一部改正)

第1条 佐渡市税条例（平成16年佐渡市条例第63号）の一部を次のように改正する。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2に次の1項を加える。

25 法附則第62条の条例で定める割合は、0とする。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

第2条 佐渡市税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第25項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

第3条 佐渡市税条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第34条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。））」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第17条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

第4条 佐渡市税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削る。

第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第31条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。

第31条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の

8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条中佐渡市税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第5条の規定 令和2年10月1日

(2) 第2条並びに第3条中佐渡市税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2、第4条第1項の改正規定、第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに次条及び附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日

(3) 第4条中佐渡市税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第6条の規定 令和3年10月1日

(4) 第4条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第3条の規定による改正後の佐渡市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除

額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。））」とする。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の佐渡市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第6条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

議案第62号

佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年6月12日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市手数料条例の一部を改正する条例

佐渡市手数料条例（平成16年佐渡市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「別表全般第25項の2から第25項の7まで」を「別表全般の表24の2の項から24の7の項まで」に改め、同条第2項中「別表全般第21項から第24項まで」を「別表全般の表20の項から23の項まで」に改める。

第5条の2第1項第1号中「25の2の項から25の4の項まで」を「24の2の項から24の4の項まで」に改め、同項第2号中「25の5の項から25の7の項まで」を「24の5の項から24の7の項まで」に改める。

別表全般の表中15の項を削り、16の項を15の項とし、17の項から29の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第63号

佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年6月12日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

佐渡市国民健康保険税条例（平成16年佐渡市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる。

附則第8項及び第9項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中、第27条第2項にただし書を加える改正規定は公布の日から、附則第8項及び第9項の改正規定は土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の佐渡市国民健康保険税条例第27条第2項ただし書の規定は、令和2年2月1日から適用する。

議案第64号

佐渡市介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について

佐渡市介護保険条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年6月12日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市介護保険条例等の一部を改正する条例

(佐渡市介護保険条例の一部改正)

第1条 佐渡市介護保険条例（平成16年佐渡市条例第214号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる。

(佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例（平成30年佐渡市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第4条の次に次の1条を加える。

第5条 令和2年度における保険料率は、新条例第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 22,300円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 37,200円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 52,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の佐渡市介護保険条例第13条の規定は令和2年2月1日から、第2条の規定による改正後の佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例附則第5条の規定は同年4月1日から適用する。

- 議案第65号 令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第66号 令和2年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について（予算書別紙添付）
- 議案第67号 令和2年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）につ
いて（予算書別紙添付）
- 議案第68号 令和2年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）について
（予算書別紙添付）

議案第65号

《令和2年度 佐渡市一般会計補正予算（第5号）概要》

1. 補正予算について

- ・新型コロナウイルス感染症対策として、段階的な経済活動活性化に向けた取組に要する経費のほか、ICT環境の早急な整備にかかる経費等を計上
- ・福祉施設の整備に対する補助や普通建設事業を追加計上
- ・その他の経費については、新型コロナウイルス感染症の影響によるイベント等の中止に伴う経費の減額及び当初予算編成後の事由による必要な経費を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	50,774,710
補正額	486,210
累計予算額	51,260,920

3. 財源内訳

(単位：千円)

国・県支出金	145,612
繰入金	339,838
諸収入	8,760
市債	△ 8,000

4. 主な補正項目

(単位：千円)

○島内の経済活動活性化に向けた支援

(事業内容)

○「新しい生活様式」対応飲食店等応援事業補助金【地域振興課】

補正額：40,000千円

新しい生活様式の実践例で推奨される出前やテイクアウトに加え、飲食店等へ直接足を運び、食事をする消費活動を促すため、佐渡クリーン認証を受けた飲食店等を島民に半額で利用してもらうことで、域内消費を推進し、新しい生活様式の普及を図る。

○次の段階に向けた経済活動への対応

(事業内容)

○ポイント還元航路利用促進事業（新型コロナ対策）【観光振興課】

補正額：69,300千円

県をまたぐ移動等の自粛が緩和され、今後の全国からの来島者の受け入れに備え、島内の宿泊施設を1泊以上利用されるさどまる倶楽部会員を対象に、自動車航送運賃（1組15,000円相当）や旅客運賃（1人5,000円相当）を地域通貨ポイントで還元し、島内経済の活性化を図るとともに、航路利用と観光誘客を促進する。

○ICT環境の早急な整備

(事業内容)

○小中学校情報機器整備費（新型コロナ対策）【学校教育課】

補正額：208,601千円

国の「児童生徒1人1台端末整備」の前倒し支援に伴い、小中学校にタブレット端末を整備する。

○福祉施設の整備に対する補助

(事業内容)

○老人福祉施設整備事業【高齢福祉課】

補正額：15,102千円

認知症グループホーム開設準備経費補助金

○障害福祉施設等整備費【社会福祉課】

補正額：5,000千円

グループホーム施設整備費補助金

○普通建設事業の追加

(事業内容)

○相川地区認定子ども園整備費【子ども若者課】

補正額：20,427千円

○病院事業会計出資金【相川病院】

補正額：18,527千円

ボイラー故障に伴うエアコンの設置

○道の駅管理費【建設課】

補正額：8,954千円

道の駅の「あいぽーと佐渡」への移転に伴う改修

○両津公民館解体費【教育総務課】

補正額：2,079千円

○両津文化会館解体費【教育総務課】

補正額：18,920千円

○体育施設整備費【社会教育課】

補正額：11,916千円

陸上競技場の写真判定装置の入替

○給食センター運営費【学校教育課】

補正額：32,318千円

佐和田給食センターの電気温水器の入替

議案第66号

《令和2年度 佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）概要》

1. 補正予算について

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る、国民健康保険税の減免に対する過年度還付金の補正を計上

2. 予算規模	(単位：千円)
補正前の額	5,963,230
補正額	16,640
累計予算額	5,979,870

3. 財源内訳	(単位：千円)
県負担金の増額	16,640

4. 補正内容	(単位：千円)
諸支出金	
償還金及び還付加算金（一般被保険者保険税還付金）	16,640

議案第67号

《令和2年度 佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）概要》

1 補正予算について

- ・低所得者層の負担軽減を図るため、介護保険料及び一般会計繰入金の補正を計上
- ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴い介護保険料を減免するため、介護保険料、財政調整交付金及び過年度還付金の補正を計上

2 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	9,023,600
補正額	6,200
累計予算額	9,029,800

3 財源内訳

(単位：千円)

介護保険料	△87,656
国庫支出金（財政調整交付金）	43,400
一般会計繰入金	50,456

4 主な補正項目

(単位：千円)

諸支出金（過年度還付金）	補正額：6,200
--------------	-----------

議案第68号

《令和2年度 佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）概要》

【令和2年度補正予算（第1号）】

- ・相川病院において空調設備に不具合が発生し、エアコンを設置するための補正増

資本的収支 (単位：千円)

	病院事業会計		
	既決予定額	補正1号	補正後
収入	156,238	18,527	174,765
支出	40,956	18,527	59,483
収支	115,282	0	115,282

	両津病院			相川病院		
	既決予定額	補正1号	補正後	既決予定額	補正1号	補正後
収入	51,624	0	51,624	104,614	18,527	123,141
支出	25,342	0	25,342	15,614	18,527	34,141
収支	26,282	0	26,282	89,000	0	89,000

【相川病院】

- [補正額]
- ・資本的収入 18,527千円
 - ・資本的支出 18,527千円

- [主な内容]
- ・相川病院への一般会計出資金の補正増
 - ・エアコン設置に係る有形固定資産購入費の補正増